

県立学校における受動喫煙防止対策に関する方針

群馬県教育委員会

望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成 30 年 7 月 25 日付けで公布されたことに伴い、受動喫煙による健康への影響が大きい児童生徒の教育の場である県立学校における取組方針を次のとおり定め、受動喫煙防止対策を推進する。

1 基本的な考え方

- (1) 県立学校は敷地内禁煙とし、特定屋外喫煙場所を設置しない(以下「完全敷地内禁煙」という。)
- (2) 公用車内は敷地外であっても、禁煙とする。
- (3) 校長は改正法及び労働安全衛生法の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策の円滑な推進に努める。
- (4) 教職員はこの方針に沿って、積極的に受動喫煙防止対策に取り組むものとする。
- (5) 喫煙者は受動喫煙が非喫煙者の心身の健康に重大な影響を及ぼすことを認識し、率先して受動喫煙の影響の排除に努めるものとする。

2 各学校における取組

校長は、受動喫煙防止対策の実効性を高めるため、次のとおり措置を講じる。

- (1) 教職員に対して、完全敷地内禁煙について周知徹底し、必要な取組を求めるものとする。特に、喫煙する教職員に対しては、必要に応じ、適切な指導を行うとともに、禁煙のための支援等につなげる。
- (2) 来校者に対しても、完全敷地内禁煙について理解と協力を求めるものとする。
- (3) 完全敷地内禁煙であることを標示する等周知を図るとともに、敷地内に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。
- (4) 学校周辺での喫煙により、たばこの煙が学校の敷地内に流入したり、近隣住民等に受動喫煙や不快な思いをさせたりすることがないように、教職員はもとより関係者にマナーある行動を求めるものとする。

3 県教育委員会における取組

県教育委員会は、受動喫煙防止対策を円滑に進めるため、次のとおり措置を講じる。

- (1) 県ホームページ等において、県立学校は完全敷地内禁煙であることを広く周知する。
- (2) 喫煙する教職員に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識・情報等を提供するとともに、医師等による適切な禁煙サポート対策が行われるよう必要な措置を講じる。

附則

(施行期日)

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。